

# 要 望 書

令和2年1月31日

長野県知事 阿部 守一 様

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会

理事長 小林 和夫



社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会

理事長 青木 勝



社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

理事長 井出 萬成



長野県肢体不自由児者父母の会連合会

会長 浅井 茂



長野県手をつなぐ育成会

会長 中村 彰



特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会

理事長 草間 博



# 要 望 書

## 1 実効性のある差別解消のための条例の制定を要望する。

「障がい者共生社会づくり条例（仮称）」の制定に向けて、県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会において、現在、進められている、地域の実情に即した、詳細で、緻密な議論に期待しています。と同時に、この条例を真に実効性のあるものにするために、最も必要なこと、すなわち、県民の皆さんに、障害についての、新しい考え方、「社会モデル」の考え方を、理解し、取り入れていただくことについて、ご配慮をお願いしたいと思います。私たち障害当事者とその家族は、一向に改善されていかない、障害についての、古い考え方によって、深刻な生きづらさを抱え込んでいるのです。ぜひ、このことについて、私たちが、この3年有余、体験してきた、障害者差別解消法、周知・啓発の、困難な活動の中で得た、知見を活かしていただきたいのです。それは、人が、古い考え方を打ち捨て、新しい考え方を取り入れていく契機を生み出すために、最も効果的なのが、的確な「問いかけ」であるという事実です。つまり、なぜに、この「社会モデル」の考え方は、ロンドンやニューヨークでは、ごく当たり前のことなのに、東京、そして、この長野県では、法の周知・啓発にもかかわらず、身についていけないのか。この簡単な「問いかけ」をもって、広く県民各層、各界の琴線に触れる、周知・啓発の方法をご検討いただき、学びとおもてなしの心に長けた、県民の知恵や工夫、想像力に、強く働きかけていただきますようお願いしたいと思います。それにより、県民一人ひとりが、障害者の立場に立って考え、障害者の視点を持って行動していく、大きな一歩を踏み出していく起点づくりを実現していただきますようお願いいたします。また、条例をさらに実効性のあるものにするために、私たち障害者とその家族にとって、現在、ご活躍をいただいております、あいサポーターの存在が、これまで、どんなに心の支え、励ましとなってきたことかを、お伝えすることは、この際、大変有益であると信じます。信州あいサポート運動が、新しい条例の下で、新しい位置づけを獲得していくことになることを期待しております。

## 2 県としての各セクションでの情報の共有について

長野県としての各セクションでの「情報共有」ができるために、長野県組織としてのシステムの構築を要望します。

過日、「障害者差別解消法」が施行された折に、その情報が速やかに各セクションへ広がらなかったためのトラブルが生じた、という反省を聞いています。

現在、「障がい者共生社会づくり条例（仮称）」の策定作業が進んでいます。これらの各情報が、一つのセクションだけにとどまることなく、県の各セクションで、速やかに共有して、機能することを望みます。

### 3 民法改正にあたって

120年ぶりの大改正と言われる、民法の改正にあたり、成人年齢が18歳に引き下げられ、混乱が予想されます。

理解するのに時間と根気が必要な障がい者への、十分な周知と、具体的な分かりやすい冊子をお願いしたい。

(障害年金と特別児童扶養手当の関係・犯罪対象年齢などを、具体的に明記していただきたい。)

### 4 障害者としてのピア相談員について (長野県身体障害者福祉協会)

障害者としての「ピア相談員」の活躍は、深く悩む人に寄り添うことで、大きな役割を果たします。「障がい者共生社会づくり条例(仮称)」の中で、その活躍のできる役割を盛り込んでいただきたい。

### 5 (1) 信号機等の敷設について (長野県視覚障害者福祉協会)

信号機や横断歩道を敷設する際は、視覚障害者が一人でも安全に渡れるよう、当事者の意見を聞き取り、反映するよう、設置指針を示していただくよう要望する。

### (2) 通勤・通学に関する移動の手段について ( // )

視覚障害者の通勤・通学に関する移動の手段について、新たな福祉サービスの在り方を早急に国において示していただくよう、国に対して要望をしていただきたい。

### 6 手話通訳者の身分保障について (長野県聴覚障害者協会)

先般の台風19号による千曲川の氾濫で、各地に甚大な被害がありました。聴覚障害者の中にも避難所生活を余儀なくされた方が何人かおられます。

聴覚障害者には音声情報が伝わらないため、視覚でわかる文字情報や手話通訳者が必要ですが、避難所での情報が音声のみで、手話通訳者もいないため、聴覚障害者には伝わらず、不安な思いをしました。情報が入らないことが、命にかかわることもあります。

県庁と保健福祉事務所に10人の手話通訳業務嘱託員が設置されており、聴覚障害者の福祉向上のため、ご活躍いただいております。

災害時に、手話通訳業務嘱託員の派遣が必要ですが、現在の嘱託の身分で災害時の活動はおろか、夜間、休日の活動も不可能と聞いております。

聴覚障害者の命綱である手話通訳者が災害時にこそ活動できるには、身分についても県職員と同様であるよう改善が必要ですので、ご配慮をお願いいたします。

## 7 (1) ユニバーサルシートの設置について (長野県肢体不自由児者父母の会連合会)

過去に、大人のおむつ替えシート(ユニバーサルシート)を設置した、障がい者トイレの普及を要望して、前向きな回答をいただきましたが、その後の設置状況について伺います。

## (2) 障がい者分野での教育方針について ( // )

長野市東部中学も行っている、先進的な教育方針に感動しました。

宿題のない、試験のない、学校の当たり前を見直す教育方針は、目からうろこの感動でした。

この新しい方針では、障がい者が、同じ教室で学ぶことも可能かと思われま

す。障がい者分野での教育方針の変化を希望します。

## 8 福祉サービスにつながない高齢の親御さんと知的障害のお子さんへの日常的な支援について (長野県手をつなぐ育成会)

この度の台風19号による千曲川等の氾濫・越水・決壊により千曲川周辺地域に甚大なる被害をもたらし、当会会員ご家族、関係者も被災し、現在も避難生活を余儀なくされています。

この度の台風被害で要援護者として福祉避難所の手配等、それぞれ被災された自治体の運営によって安全な避難生活を支えていただけていることは幸いなことと思っておりますが、この先の生活への不安は、まだまだ大きくのしかかってきますし、一時避難所にすら行くことができていない不具合を感じておられる当事者の方もいます。

私たちが特に、大きく危惧することは、高齢の親御さんと、知的障害のご本人さんが福祉サービスの提供も受けることもなく地域で孤立して暮らされている方の存在です。

要援護者の対象となる高齢者は寝たきりの高齢者ではない限り、一人暮らしであることが要件としてあり、表面上では親子での生活のため要援護者台帳から漏れている可能性があります。

福祉サービスを受ける、受けないは個人の自由とはいえ、知的障害のお子さんがおられるご高齢の親御さんご自身の健康上の不安も日々増す中、同じ地域に暮らす者として看過できない問題であると考えます。

現在、長野県下に福祉の支援が必要にもかかわらず、それらの支援を受けずに暮らしているご家族が、この度のような災害に直面した場合を考えると、救済の手から漏れてしまいかねない心配があります。

居住地の市町村と共同して該当ご家族への公的支援への道筋を付けることを、当事者の会である私どもの組織をご活用いただき、行政側の要援護者への名簿登録や災害時の避難への注意等の呼びかけなどができるよう、長野県の指導力をもって市町村への働きかけをお願いします。

## 9 精神障害者への支援の在り方について（長野県精神保健福祉会連合会）

- ① 精神障害者にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築が6年間のスパンで始まっています。厚労省の説明だと、「ワンストップサービス」の場所とされています。厚労省の説明から察すると、医療機関のアクト（包括型地域生活支援プログラム）のようなシステムを備えた施設と考えられ、主体は市町村とされています。

厚労省の説明に合う「施設」になるよう、県の指導をお願いします。

- ② 回復には家族支援が必要です。精神障害を持つ方は「ストレス」が、悪化の大きな原因であることはご存じのことです。しかし、家族は対応の仕方を知りません。結果として「再入院」「家庭内暴力」等で日々悩んでいます。家族への情報提供を家族会で細々やっていますが、多くの家族は知りません。家族への周知について県の力を貸してください。

参考：他県では、家族支援プログラムなどがあり、効果を上げています。

元 障 号 外  
令和2年(2020年)2月6日

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会  
理事長 小林 和夫 様  
社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会  
理事長 青木 勝久 様  
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会  
理事長 井出 萬成 様  
長野県肢体不自由児者父母の会連合会  
会 長 浅井 茂 様  
長野県手をつなぐ育成会  
会 長 中村 彰 様  
特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会  
理事長 草間 博 様

長野県知事 阿部 守一



要望書への回答について

令和2年1月31日付けで提出いただいた要望について、別紙のとおり回答します。

健康福祉部障がい者支援課在宅支援係  
(課長)高池 武史(担当)松本 明久  
電 話：026-235-7104(直通)  
ファクシミリ：026-234-2369  
電子メール：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

要 望 項 目 及 び 回 答

1 実効性のある差別解消のための条例の制定となるようお願いします。

〈回答要旨〉

- 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」については、「社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会」で検討を行っており、令和2年1月16日に報告書案がまとまり、本年度中に社会福祉審議会から県に答申される予定。
- 「社会モデル」の考え方は、非常に重要な概念であり、報告書案の中では、きちんと定義した上で、障がい者理解の中にも「障がい」、「障がい者」に加え「社会モデル」の内容も含まれて、理解促進を図ることとしている。県の条例案においても、報告書の内容を尊重していきたいと考えています。
- 条例の周知・啓発についても非常に重要な課題で、効果的な周知・啓発方法について皆様のご意見をいただきながら、検討したいと思います。
- 報告書案の中では、県民の役割として「支援を必要とする障がい者に対して適切な配慮や支援」という趣旨が記載されており、「あいサポート運動」を推進する方向性を示している。県の条例案においても、報告書の内容を尊重するとともに、「あいサポート運動」にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

（障がい者支援課）

2 条例の制定において、県としての各セクションでの「情報共有」ができるために、県組織としてのシステムの構築をお願いします。

〈回答要旨〉

- 障がい者共生社会づくり条例（仮称）については、障がい者支援課だけでなく、庁内の様々なセクションにも関係するため、これまでも専門分科会の開催に当たっては関係課の職員にも同席の上、検討を進めてきたほか、検討報告書は素案の段階で、庁内関係課に意見照会を行い、意見を反映してまいりました。
- 今後も、策定に当たり県の各セクションで円滑に情報共有ができるよう、関係部局と連携を図りながら業務を進めてまいります。

（障がい者支援課）

3 民法の一部改正による障害年金や特別児童扶養手当などにおいて、変更点がある場合には、障がい者への十分な周知をお願いします。

〈回答要旨〉

- 民法の改正により、令和4年4月1日より各種資格や免許などで20歳が18歳に引き下げられるものもあります。例示の障害年金、特別児童扶養手当及び犯罪対象年齢に関しては、それぞれを所管する法律の中で、20歳と規定されていることから今までと変わるところはございません。変わらないことをそれぞれの周知の機会を捉え、情報発信していきたいと考えております。

（障がい者支援課）

4 障害者としての「ピア相談員」が更に活躍できるようお願いします。

(長野県身体障害者福祉協会)

〈回答要旨〉

- 「ピア相談員」の活躍は、障がい者の悩みを克服する上で大きな役割を果たしているものと認識しております。
- 今後も「長野県自立支援協議会 障がい者相談支援体制機能強化会議」を定期的を開催し、ピアサポートの理解促進及びピアサポーターの養成促進（スキルアップ含む）を図るとともに、地域の相談支援体制の強化・充実に関する取組について情報提供や意見交換を通じて、市町村（圏域障がい者総合支援センター）の後方支援に努めてまいります。
- 相談支援従事者養成研修における障がい当事者講師としての活動を、ピアサポーターの活躍の場やスキルアップの場として活用していただくとともに、ピアサポートの重要性の理解をより一層促進する中で、障がいのある方や御家族に寄り添ったきめ細やかな相談支援体制が充実するよう継続支援してまいります。

(障がい者支援課)

5 (1) 視覚障がい者にやさしい信号機等の敷設をお願いします。(長野県視覚障害者福祉協会)

〈回答要旨〉

- 信号機や横断歩道の設置については、警察庁において指針や基準が示されていることから、これらの指針や基準に基づいて設置しています。
- 信号機や横断歩道の具体的な設置要望については、管轄する警察署に要望をして頂きますようお願いいたします。
- 全ての場所に希望どおり設置されるとは限りませんが、指針や基準に照らして、設置が可能か検討させていただきます。
- また、視覚障がい者用の付加装置（「ピヨピヨ、カッコー」と鳴動する機器や「信号が青に変わりました」と鳴動する機器）の設置要望につきましても、設置してほしいのは、どのような機能をもった機器なのかを教えてくださいと検討しやすいため、要望される際に詳細に教示して頂きますようお願いいたします。

(交通規制課)

5 (2) 視覚障がい者の通勤・通学に関する移動手段の新たなあり方について、国において早急に示していただくようお願いいたします。(長野県視覚障害者福祉協会)

〈回答要旨〉

- 移動支援（地域生活支援事業）における通勤・通学への支援については、市町村により取扱いが異なることから、事前に相談が必要となります。
- 地域生活支援事業の予算拡充等、視覚障がい者の通勤・通学に対する支援が充実するよう国に対して要望してまいります。

(障がい者支援課)



6 手話通訳者の身分保障について災害時などでの活動ができるように処遇改善をお願いします。  
(長野県聴覚障害者協会)

〈回答要旨〉

- 地方公務員法の一部改正により、本年4月1日より会計年度任用職員制度が開始する。手話通訳業務事務員も新たに会計年度任用職員のフルタイムに移行します。
- それにより、給料が日額制から月額制になり、職務の内容から当制度の給料区分で最上位の給料となり、期末手当、超過勤務手当、退職手当も支給されます。
- 4月からは、時間外勤務の命令が可能となり、夜間や休日の活動ができるようになります。
- 今回の台風第19号の振り返りを行い、災害時等における手話通訳業務事務員の活用を含めて、県聴覚障害者協会と災害時(連絡)体制の構築を図っていきたいと考えております。

(障がい者支援課)

7 (1) ユニバーサルシートの設置状況について教授願います。  
(長野県肢体不自由児者父母の会連合会)

〈回答要旨〉

- 建設中の新しい信濃美術館には多機能トイレ5か所中2か所以上に、改修予定の長野保健福祉事務所庁舎には2階に増設する多機能トイレに、大人用介護ベッドを設置する計画です。

(地域福祉課)

7 (2) 障がい者分野での教育方針の変化を希望します。(長野県肢体不自由児者父母の会連合会)

〈回答要旨〉

- 県教育委員会では、平成30年3月に「第2次特別支援教育推進計画」を作成し、基本方向を「すべての子どもが持てる力を発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育の実現」としています。
- 小・中学校では、「多様性を包みこむ学級づくり」や副学籍を活用した交流及び共同学習などの取り組みを推進し、障がいのあるなしに関わらず、すべての子の、「多様な他者とつながる力」と「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育もうと考えています。
- 東部中学校が学校づくりの中で大切にしている「生徒の自己肯定感を高める学校」の考え方は、インクルーシブな教育の推進につながるものと期待されます。
- 東部中学校で大切にしている視点も踏まえ、今後とも県内すべての学校で共に学び合うインクルーシブな教育が推進されるよう取り組んでまいります。

(特別支援教育課)

8 知的障がい児への日常的な支援についてお願いします。

(長野県手をつなぐ育成会)

〈回答要旨〉

- 市町村防災担当課長会議や市町村職員研修など、様々な機会を捉え、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難の実施が図られるよう、市町村へ働きかけてまいります。

なお、台風第19号災害を受けて、県民の防災に対する関心が高まっていることが予想されることから、この機会を捉え、市町村と連携して、「災害時住民支え合いマップ」作成の働きかけを強化するなど、高齢者や障がいのある方が適切に避難できるよう、さらに取り組んでまいります。

(危機管理防災課)

(健康福祉政策課)

9 精神障がい者への支援のあり方に県の支援をお願いします。

(長野県精神保健福祉会)

〈回答要旨〉

- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムにつきましては、ご要望にありますように、市町村等が相談窓口となって、様々な困り事を受け止め、専門的な関係機関に繋いでいく機能のほか、医療機関や事業者など地域の様々な主体が重層的に連携し、精神障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう支援していくための仕組みづくりが必要と考えております。

このような仕組みは、障がい保健福祉圏域といった広域にわたるものから、市町村を範囲とするものも想定されることから、県としては、市町村や関係機関と連携し、システムの構築を進めてまいります。

- 精神障がいのある方が地域生活を送ったり治療を進める上で、ご家族が精神疾患について正しい知識を持ち、本人を支援したり適切に対応することは大変重要と認識しています。

このため県では、障がい者支え合い活動支援事業として、家族会等への委託事業を実施し、精神障がい者の家族が、ご自身の経験を踏まえ、同じ境遇にある家族に対し、研修会の開催を通じた支え合い活動への支援を行っております。

(保健・疾病対策課)